

非指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

| 旧   | 新   |
|---|---|
| <p>第8表 料金等<br/>           第2節 接続料金の支払義務<br/>           (定額制の網使用料の支払義務)<br/>           第15条の2</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 I P通信網県間区間伝送機能第6欄又は優先パケットに係るI P通信網県間区間伝送機能に適用する最低利用期間は、当該機能の利用を開始した日 (I P通信網県間区間伝送機能第6欄についてはポート単位、優先パケットに係るI P通信網県間区間伝送機能については1 Mbit 単位とします。) から起算して5年間とします。</p> <p>5 協定事業者は、前項に規定する最低利用期間内にI P通信網県間区間伝送機能第6欄又は優先パケットに係るI P通信網県間区間伝送機能の利用を終了した場合は、別表3 (違約金) に規定する額に、消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。</p> | <p>第8表 料金等<br/>           第2節 接続料金の支払義務<br/>           (定額制の網使用料の支払義務)<br/>           第15条の2</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 I P通信網県間区間伝送機能第6欄イ(イ)欄又は優先パケットに係るI P通信網県間区間伝送機能第2欄イ欄に適用する最低利用期間は、当該機能の利用を開始した日 (I P通信網県間区間伝送機能第6欄についてはポート単位、優先パケットに係るI P通信網県間区間伝送機能については1 Mbit 単位とします。) から起算して5年間とします。</p> <p>5 協定事業者は、前項に規定する最低利用期間内にI P通信網県間区間伝送機能第6欄イ(イ)欄又は優先パケットに係るI P通信網県間区間伝送機能第2欄イ欄の利用を終了した場合は、別表3 (違約金) に規定する額に、消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。</p> |

料金表  
第1表 接続料金  
第1 網使用料  
1 適用

| 区 分                                  | 内 容  |
|--------------------------------------|--|
| (1)～(2) (略)                          | (略)  |
| (3) IP通信網県間区間<br>伝送機能に係る料金の適用        | <p>ア (略)</p> <p>イ 2 (料金額) 2-3第6欄イ欄に規定する料金については、接続約款第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続する場合のうちIPoE方式で接続する場合であって、下記全ての相互接続点で接続する場合に適用します。</p> <p>(7) 接続対象地域を京都府とする大阪府内の相互接続点</p> <p>(4) 接続対象地域を奈良県、滋賀県、和歌山県、石川県、福井県及び富山県とする兵庫県内の相互接続点</p> <p>(7) 接続対象地域を岐阜県、三重県及び静岡県とする愛知県内の相互接続点</p> <p>(イ) 接続対象地域を岡山県、山口県、鳥取県、島根県、愛媛県、香川県、徳島県及び高知県とする広島県内の相互接続点</p> <p>(オ) 接続対象地域を熊本県、鹿児島県、長崎県、大分県、佐賀県、宮崎県及び沖縄県とする福岡県内の相互接続点</p> <p>ウ 2 (料金額) 2-3第6欄に規定する機能を既に利用している接続事業者が、相互接続点及び接続対象地域(以下、この欄において、「接続構成」といいます。)を変更する場合には当該接続構成の変更が完了するまでの間、変更前の料金を適用します。</p> |
| (3)-2 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用 | <p>ア 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月における見込み需要(協定事業者と個別に協議の上決定する送受信データ量をいいます。)を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。</p> <p>イ 2 (料金額) 2-3の2第2欄に規定する料金については、1(適用)第3欄イ欄及びウ欄を準用します。</p>  |

料金表  
第1表 接続料金  
第1 網使用料  
1 適用

| 区 分                                  | 内 容  |
|--------------------------------------|--|
| (1)～(2) (略)                          | (略)  |
| (3) IP通信網県間区間<br>伝送機能に係る料金の適用        | <p>ア (略)</p> <p>イ 2 (料金額) 2-3第6欄イ欄に規定する料金については、接続約款第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続する場合のうちIPoE方式で接続する場合であって、下記いずれかの相互接続点で接続する場合に適用します。</p> <p>(7) 接続対象地域を京都府とする大阪府内の相互接続点</p> <p>(4) 接続対象地域を奈良県、滋賀県、和歌山県、石川県、福井県及び富山県とする兵庫県内の相互接続点</p> <p>(7) 接続対象地域を岐阜県、三重県及び静岡県とする愛知県内の相互接続点</p> <p>(イ) 接続対象地域を岡山県、山口県、鳥取県、島根県、愛媛県、香川県、徳島県及び高知県とする広島県内の相互接続点</p> <p>(オ) 接続対象地域を熊本県、鹿児島県、長崎県、大分県、佐賀県、宮崎県及び沖縄県とする福岡県内の相互接続点</p> |
| (3)-2 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用 | <p>ア 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月における見込み需要(協定事業者と個別に協議の上決定する送受信データ量をいいます。)を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。</p> <p>イ 2 (料金額) 2-3の2第2欄に規定する料金については、1(適用)第3欄イ欄を準用します。</p>  |

附 則 令和2年12月14日西相制第000139号  
この改正規定は、令和2年12月14日から実施します。